



福島賃審発第 19 号－5
令和 7 年 9 月 1 8 日

福島労働局長
岡田直樹 殿

福島地方最低賃金審議会
会長 熊沢 透

福島県自動車小売業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 8 日付けをもって諮問のあった福島県自動車小売業最低賃金に係る最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 21 条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福島県自動車小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。